

高松市市有施設 L E D 化業務委託（保育所等）に係る受託候補者選定要領

1 総則

高松市市有施設 L E D 化業務委託（保育所等）に係る受託候補者を選定するため、選定方法など必要な事項について、この要領に定める。

2 企画提案書等

「高松市市有施設 L E D 化業務委託（保育所等）公募型プロポーザル実施要領」に基づき、企画提案者から提出されたもの。

3 選定員

選定審査は、以下の者で行うこととする。

- (1) 高松市環境局長
- (2) 高松市環境局次長
- (3) 高松市環境局ゼロカーボンシティ推進課長
- (4) 高松市財政局財産経営課ファシリティマネジメント推進室長
- (5) 高松市健康福祉局こども保育教育課施設対策室長

4 選定方法

受託候補者の選定は、見積書、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、次のとおり行う。

- (1) 選定員は、企画提案書等の記載内容等を評価し、「高松市市有施設 L E D 化業務委託（保育所等）公募型プロポーザル選定基準」に基づき、各評価項目（提案価格による評価を除く。）を、0～5点までの6段階で評価する。
- (2) 各採点表を集計し、各選定員の評価点の合計を総合点（満点500点）とし、総合点が最も高い企画提案者を、提案評価第1位として選定する。ただし、総合点を、評価した選定員の人数で除した平均点が5割に満たない場合は採用しない。
- (3) 総合点が最も高い企画提案者が2者以上ある場合は、「L E D 導入による効果点」が高い企画提案者を提案評価第1位として選定する。「L E D 導入による効果点」も同点の場合は、選定員間で協議し、提案評価第1位を決定する。
- (4) 提案評価第1位の者と契約を締結することができない何らかの事由が発生した場合は、次順位者及びそれ以降順位者の繰上げにより、新たに優先交渉権者として手続きを行うこととする。
- (5) 企画提案者が1者の場合であっても、プレゼンテーションを実施し、総合点を、評価した選定員の人数で除した平均点が5割以上となる場合は、受託候補者として決定する。

5 審査結果の通知

審査結果については、全ての企画提案者に対し書面を持って通知するとともに、高松市公式ホームページ「もっと高松」上で受託候補者名を公表する。

ただし、非契約者に関する情報は公開しないものとするが、審査結果における、自らの順位・総合点については、高松市環境局ゼロカーボンシティ推進課窓口で問い合わせることができる。なお、他の企画提案者の順位・総合点については、非公開とする。

また、審査結果についての異議等は認めないものとする。